

○国立大学法人埼玉大学における大学発ベンチャー企業を対象とした収益を伴う事業の対価として取得する株式等取扱規則

令和 7 年 3 月 27 日
6 規則 第 4 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大学発ベンチャー企業の育成に資することを目的として、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の収益を伴う事業の対価を株式等で取得する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「収益を伴う事業」とは、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 22 条第 1 項各号に規定する業務の範囲のうち、収益を目的とした次に掲げる事業をいう。

ア 本学の研究成果に係る知的財産権（国立大学法人埼玉大学職務発明等規則第 2 条第 3 号に規定する権利をいう。）の譲渡、実施権の設定及び実施許諾

イ 成果有体物（国立大学法人埼玉大学成果有体物取扱規則第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）の提供

ウ 本学の施設又は設備の貸付け

エ その他学長が特に必要と認めた事業

(2) 「株式等」とは、株式及び新株予約権をいう。

(3) 「大学発ベンチャー企業」とは、本学の研究成果等をもとに起業し、本学と共同研究を実施し、又は本学から技術移転、出資等の支援を受けている企業をいう。

(4) 「インサイダー取引」とは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 166 条に規定する有価証券の取引等をいう。

(要件)

第 3 条 本学は、収益を伴う事業を行う相手方が大学発ベンチャー企業であり、当該大学発ベンチャー企業が当該収益を伴う事業の対価の一部又は全部を株式等により支払うことを希望している場合であって、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、次条に規定する審査等を行った上で、株式等を取得することができるものとする。

(1) 当該大学発ベンチャー企業の事業の有望性が高いこと。

(2) 現金による対価の支払いが困難であって、これを軽減又は免除することが

当該大学発ベンチャー企業の経営の加速のために特に必要であること。

- (3) 当該大学発ベンチャー企業の経営体制及び株主構成について、反社会的勢力等との関係がないことその他社会的な立場及び信用度に問題がないこと。

(取得の決定)

第4条 本学が大学発ベンチャー企業から収益に伴う事業の対価を株式等で払うことを希望する旨の申出を受けたときは、第10条に規定する審査委員会（以下「審査委員会」という。）においてその株式等の取得に係る審査を行う。

2 前項の審査は、当該大学発ベンチャー企業の財務状況、事業計画、取得する株式等の種類及び株式数（新株予約権の行使価額等の条件を含む。）等当該株式等の取得の妥当性を判断するために必要な事項を考慮して行うものとする。

3 学長は、審査委員会から審査結果について報告を受けたときは、役員会の議を経て、株式等の取得の可否を決定する。

4 前項の規定により株式等の取得を決定したときは、当該大学発ベンチャー企業と株式等の取得に関する契約書を締結し、株式等を取得する。

(共益権の行使)

第5条 本学は、大学発ベンチャー企業の株式等の経営参加権等の共益権は、原則として行使しない。ただし、共益権を行使しないことにより、当該大学発ベンチャー企業の経営に著しい悪影響を与えるおそれがある場合その他行使の必要があると認められる場合には、学長が共益権を行使するものとする。

(新株予約権の行使)

第6条 第4条第4項の規定により、新株予約権を取得した場合において、その行使が可能となった場合は、原則として速やかに当該新株予約権を行使し、株式を取得するものとする。

2 新株予約権の行使前の売却については、審査委員会及び役員会の議を経て学長が決定するものとする。

3 第1項に規定する新株予約権の行使及び前項の売却は、第4条第4項の契約書の内容を遵守した上で決定しなければならない。

4 学長は、新株予約権の権利変更若しくは処分（放棄を含む。以下この項において同じ。）等を行う場合又は大学発ベンチャー企業から新株予約権の権利行使、権利変更若しくは処分等を求められた場合は、審査委員会及び役員会の議を経て適切に対応するものとする。

(株式等の売却等)

第7条 学長は、取得した株式等が換金可能な状態になり次第、審査委員会及び役員会の議を経て、速やかに売却するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査委員会及び役員会の議を経て、取得した株式等を必

要な期間保有することができるものとする。

- (1) 取得した株式等が換金可能な状態になった時点での価額が当該株式等を取得した対価に見合わない判断した場合
- (2) 取得した株式等が上場された際、一斉かつ大量に売却することで当該株式等の急激な価値の下落を招くおそれがある場合
- (3) その他本学にとって有益であると認められる場合

2 前項本文の規定による株式等の売却は、インサイダー取引防止の観点から、原則として有価証券処分信託、株式処分信託等を利用して行うものとする。

(インサイダー取引の防止)

第 8 条 本学は、株式等を売却する場合は、インサイダー取引を防止するため、金融商品取引法その他の法令等を遵守するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、インサイダー取引を防止するため、インサイダー取引防止責任者を置き、理事（総務・財務・施設担当）をもって充てるものとする。

3 インサイダー取引防止責任者は、本学が所有する株式等を売却するときは、当該売却がインサイダー取引に該当しないことを確認するものとする。

(補償金)

第 9 条 第 2 条第 1 号ア又はイに規定する事業の対価として株式等を取得した場合における国立大学法人埼玉大学教職員等の職務発明等に対する補償金支払細則第 2 条に規定する補償金については、株式等を取得した後、その株式等を換金し収入を得た場合に支払うものとする。

(審査委員会)

第 10 条 本学に、株式等の取得（収益を伴う事業の対価の一部又は全部として取得するものに限る。）に係る審査及び取得した株式等に関する事項を調査審議するため、審査委員会を置く。

(審査委員会の職務)

第 11 条 審査委員会は、次の事項を調査審議し、その結果を学長に報告する。

- (1) 株式等の取得に関する事項
- (2) 株式等の保有及び売却に関する事項
- (3) 新株予約権の権利行使、権利変更及び処分（放棄を含む。）等に関する事項
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

(審査委員会の構成)

第 12 条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究機構長

- (2) オープンイノベーションセンター長
- (3) オープンイノベーションセンター各部門長
- (4) 研究・連携推進部長
- (5) 財務部長
- (6) その他研究機構長が必要と認める者

2 前項第6号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(審査委員会の会議)

第13条 審査委員会に委員長を置き、研究機構長をもって充てる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

3 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 審査委員会は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 審査委員会は、株式等の価値を公正かつ客観的に評価するため、株式等の取扱いに係る経験等を有する外部専門家の意見を活用することができる。

(審査委員会の事務)

第14条 審査委員会の事務は、研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進課において処理する。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、株式等の取得等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年3月27日から施行する。